

# NPO 法人 市民活動サークルえん

## 公益通報者保護規定

### （目的）

第1条 この規定は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効ならびに公益通報に関し事業者がとるべき措置を定めた公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、本法人の正規職員、有期契約職員、パート職員、及び退職者（以下「職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令順守経営の強化に資することを目的とする。

### （窓口）

第2条 職員等からの通報および、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を事務局に設置する。

### （通報の方法）

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。尚、様式は任意のものを使用する。

### （通報者及び相談員）

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は当法人の職員等及び当法人の取引事業者の労働者とする。

### （調査）

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は事務局において行なうものとし、通報案件管理台帳により処理するものとする。

2 責任者は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

### （協力義務）

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

### （是正措置）

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

### （法人内処分）

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第9条 法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対し解雇その他いかなる不利益取り扱いも行なってはならない。

2 法人は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。又、通報者等に対して不利益取り扱いや嫌がらせ等を行なったもの(通報者の上司、同僚等を含む)がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第10条 法人及びこの規定に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。法人は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第11条 法人は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行なった、行なっている又は行なおうとしていると通報されたものをいう)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的で通報を行なってはならない。法人は、そのような通報を行なったものに対し、就業規則に従って処分を課することができる。

(相談または通報を受けたものの責務)

第13条 通報処理担当者に限らず、相談または通報を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む)は、この規程に準じて誠実に対応するように勤めなければならない。

(所管)

第14条 この規程の所管は事務局とする。

(改廃等)

第15条 この規程の改廃は、理事会が決定する。また、この規程の運用に際しては、代表理事を責任者とする。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。